

令和元年第12回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和元年12月26日(木) 午後 時 分
出席委員 (18名)	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 梶島 睦夫
遅参委員 (1名)	12番 田代 一友
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 福田 智和 主 査 有村 真一 主 査 山下 良太 主任主事 長友 藍子 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 14時10分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは第12回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長(会長)	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長(会長)	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が3件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。届出地は青葉小学校の南に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は畑として

	利用するものである。工事内容は盛土を70cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2を2番委員。
2番委員	2番を報告いたします。届出地は国分西小学校の東に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmし、周囲は土羽をするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上。
議長（会長）	次に、霧島の3を10番委員。
10番委員	3番。届出地は峰之前自治公民館の北西に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事はせず、そのまま畑として利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上、報告いたします。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定48件の合計52件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が10件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数8筆、面積20,167㎡、利用権設定48件、筆数85筆、面積132,191㎡、このことにつきまして協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転14件、贈与4件、使用貸借権1件の計19件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、隼人の19番は12月25日付けで取下げられましたので、18件について審議を求めます。それでは調査委員の意見、報告を求めます。まず国分の1を2番委員。
2番委員	1番。申請地は川原公民館の北東に位置し、現況は原野である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,846㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。
議長（会長）	次に、国分の2と3を9番委員。
9番委員	<p>はい、報告をいたします。2番です。申請地は国分西児童体育館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,213㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に3番について報告いたします。この3番については、現地調査を12月21日に、それから聞き取り調査を12月25日、本人に行っております。申請地は東襲山公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められない。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められない。調査の結果、農地法第3条第2項の4号に該当すると思われるため、不許可相当と思われる。12月25日の聞き取り調査では、現在、農地は※※さんという方に牧草を作っていたという事で、本人は耕作していないということでございます。今後については、さつまいもを植えつけるということで、本人が植え付けられるものではないというような調査結果でございます。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。次に、国分の4を16番委員。
16番委員	4番です。申請地は馴松公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,265㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の5と6を1番委員。
1番委員	5番を報告します。申請地は大住公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,739㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。

	<p>続きまして6番です。申請地は十三塚史跡公園の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,971㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の7を3番委員。
3番委員	<p>申請地は極楽公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和8年1月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は、5,319㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の8を6番委員。
6番委員	<p>8番を報告いたします。申請地は大隅横川駅の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,730㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の9と10を4番委員。
4番委員	<p>9と10を続けて報告いたします。申請地は中津川四区公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,961㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして10番。申請地は大茶樹公園の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,699㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で終わります。</p>
議長（会長）	次に、牧園の11を11番委員。
11番委員	<p>11番を報告いたします。申請地は府島公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には譲受人の※※さんが、令和5年1月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は85,713㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上、報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、霧島の12を10番委員。
10番委員	<p>12番。申請地は霧島小学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用</p>

	<p>収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は37,255㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上、報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>同じく霧島の13を12番委員。</p>
12番委員	<p>13番を報告します。申請地は霧島総合支所の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,938㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上、報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人の14を5番委員。</p>
5番委員	<p>14番を報告します。申請地は里上公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,002㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人の15から18までを8番委員。</p>
8番委員	<p>15番から18番まで続けて報告します。まず、15番です。申請地は医師会医療センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉法人である。社会福祉事業を行うにあたり本申請地において農業を行いたいとの申請である。当申請は3条の不許可の例外に該当するため、許可相当と思われる。なお、農業機械は完備しており、権利取得後の耕作予定面積は6,283㎡で下限面積要件を満たしている。</p> <p>次に16番を報告いたします。申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,177㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、17番を報告いたします。申請地は日当山団地の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,177㎡で、下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>18番を報告いたします。申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は畑である。申請地の651-2には令和元年1月まで、836-4には令和4年3月まで使用収益権が設定されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の</p>

	権利取得後の耕作予定面積は59,786㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
14番委員	はい。18番ですが、令和1年1月ではなく2年1月では。
議長（会長）	8番委員。
8番委員	令和2年1月でした。
議長（会長）	ほかにございませんか。それではここで暫時休憩といたします。
議長（会長）	はい。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。皆様から他にございませんか。
18番委員	はい。
議長（会長）	18番委員。
18番委員	国分の3番ですが、報告によりますと、さつまいもを作るんだと私は認識をしたわけですが、それにしても耕作をしていると認められないという報告もあったわけですけど、54,419㎡の耕作面積がありながら、今までかなり承認をしてきた経緯があるんだろうと思います。だとすれば、今回、なぜこのことが認められないことになるのか、今までのことは、どういう判断をして承認をしたのか、ここらの経緯がわかればお願いをしたいと思うんですがいかがでしょう。
議長（会長）	はい、今の質問ですがどなたか。
6番委員	はい。
議長（会長）	はい、6番委員。
6番委員	前回、特別班3名で現地調査に回ったときに、買受適格申請ということで申請があったんですけど、そのときは田んぼだったんですけど、面積も5万4千ということで、一人二人では耕作できないですよということを確認して、そのときは、※※さんが従業員をつかって自分が先頭に立って農作業をしているという旨の説明を受けたものですから、そのときは大丈夫ですよということを確認して許可判断を出したということです。
議長（会長）	はい、わかりました。他にございませんか。
10番委員	はい。
議長（会長）	はい、10番委員。
10番委員	今回の場合は、調査委員の意見の中で、本人に聞き取りをしたところ、本人は耕作せずに人に頼んでやってもらうというようなことでありましたので、これについては、やはり調査委員の意見のとおり不許可にすべきだと私は思います。
議長（会長）	はい、他にご意見、ご質疑等あれば、ないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局、今の不許可要件についてお願いします。
事務局	はい、農地法3条において、必要な農作業に常時従事すると認められないという意見でしたので、不許可要件に入ってくると思います。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。他に何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、3番は不許可、3番以外は許可との意見です。よって、3番は不許可、3番以外は許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、本案件は3番は不許可、3番以外は許可とすることに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。福山の1を15番委員。
15番委員	1番を報告いたします。申出地は、堀之頭公民館の北東に位置しており、現況は堆肥舎である。用途区分変更目的は、堆肥舎を建設するものである。なお、平成25年3月頃に建設してしまったという始末書が添付されている。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい、2番委員。
2番委員	この方は何頭の牛を飼っているんですか。
15番委員	はい。正確ではありませんが、10頭くらいいると思います。親牛が。
議長（会長）	はい、ほかにご意見ございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更1件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。ここで皆様にお伺いしますが、休憩をはさみたいと思いがいかですか。
	〔「はい」という声あり〕
議長（会長）	はい、それでは暫時休憩といたします。10分間休憩いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	はい、それでは会を再開いたします。次に議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を14番委員。
14番委員	1番を報告いたします。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。転用目的は複合商業施設（遊技場）及び駐車場を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲に隣接する農地はないため特に問題はないと思われる。排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画のため問題ないと思われる。周囲に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2を9番委員。
9番委員	2番です。申請地は国分隼人クリーンセンターの北西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は貸資材置場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更につい

	てはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の3を5番委員。
5番委員	3番を報告します。申請地は人権啓発センターの北に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は共同住宅1棟を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は合併浄化槽にて処理するため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が8件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1を13番委員。
13番委員	1番。申請地は論地公民館の南東に位置し、現況は農家住宅、畜舎、道路である。なお、昭和60年頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は農家住宅、畜舎、道路を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2と3を9番委員。
9番委員	2番と3番を続けて報告いたします。2番です。申請地は国分運動公園の西に位置し、現況は駐車場である。なお、平成2年頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 次に3番です。申請地は国分隼人クリーンセンターの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、溝辺の4を1番委員。
1番委員	4番を報告いたします。申請地は論地地区自治公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長（会長）	同じく溝辺の5を13番委員。
13番委員	5番。申請地は三縄公民館の南東に位置し、現況は畑である。なお、平成30年3月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の6を6番委員。
6番委員	6番を報告いたします。申請地は大隅横川駅の西に位置し、現況は倉庫である。なお、平成10年11月頃に建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫を建設するものであるが、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の7を11番委員。
11番委員	7番を報告いたします。申請地は間手原公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は、山林にするものであり、杉450本を植林することから計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告します。
議長（会長）	次に、隼人の8を8番委員。
8番委員	8番を報告いたします。申請地は隼人温水プールの北に位置し、現況は宅地である。なお、平成4年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地332.94㎡を一体利用するもので、全体計画面積は528.94㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、1月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が30件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1と2を14番委員。
--------	---

1 4 番委員	<p>1 番と 2 番を続けて報告いたします。1 番。申請地は、国分北小学校の西に位置し現況は田である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は複合商業施設（遊技場）及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地、宅地、5 条申請地の 8, 3 2 0. 2 1 m²を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は 1 1, 5 3 2. 3 6 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>2 番。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は複合商業施設（遊技場）及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地、宅地、5 条申請地の 4, 3 1 4. 3 6 m²を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は 1 1, 5 3 2. 3 6 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の 3 と福山の 4 を 1 5 番委員。
1 5 番委員	<p>3 番から報告します。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 7 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 番。申請地は内場集落センターの南東に位置し、現況は通路である。なお、令和元年 1 1 月頃、通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は 1 種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する山林 2, 5 1 7 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 2, 8 8 0 m²であり、第 1 種農地の部分が全体計画面積の 3 分の 1 を超えていない。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の 5 から 7 までを 9 番委員。
9 番委員	<p>5 番から 7 番までを続けて報告します。まず 5 番。申請地は国分運動公園の西に位置し、現況は駐車場である。なお、平成 2 年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 番を報告します。申請地は国分自衛隊の東に位置し、現況は畑である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に 7 番を報告します。申請地は奈敷公園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとる</p>

	ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に国分の8から10までを16番委員。
16番委員	<p>まず8番です。申請地は鹿児島第一高校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲8区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして9番を報告します。申請地は府中地区公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものである。また、隣接する宅地296.84㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は679.84㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして10番。申請地は新町生活改善センターの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地62㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は485㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の11を18番委員。
18番委員	11番を報告いたします。申請地は川内地区公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の12と13を1番委員。
1番委員	<p>12番を報告します。申請地は論地地区自治公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして13番を報告します。申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は宅地である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の14から16までを13番委員。
13番委員	14番と15番は受け人が一緒ですのでまとめて報告します。申請地は丹生附公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用

	<p>のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に16番。申請地は瀬間利公民館の南に位置し、現況は畑である。なお、平成26年頃、住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するものであり、全体計画面積は927.1㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の17を17番委員。
17番委員	<p>はい。17番。申請地は床波活性化センターの北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設パネル360枚を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地620㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,403㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に同じく横川の18を6番委員。
6番委員	<p>18番を報告いたします。申請地は植村駅の北に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。また、隣接地の非農地82㎡を一体利用するもので、全体計画面積は476㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の19から25までを5番委員。
5番委員	<p>19番から25番まで続けて報告いたします。まず19番です。申請地は里中公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>20番を報告いたします。申請地は小田東公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>21番を報告いたします。申請地は小田東公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>22番を報告いたします。申請地は隼人中学校の北西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p>

	<p>23番を報告いたします。申請地は隼人中学校の北西に位置しており、現況は雑種地である。年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>24番を報告いたします。申請地は人権啓発センターの北に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>25番を報告いたします。申請地は住吉公園の北西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。報告終わります。</p>
議長（会長）	はい、同じく隼人の26から28までを7番委員。
7番委員	<p>26番を報告いたします。申請地は宇都山公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて27番と28番は、受人が同一人ですのでまとめて報告いたします。27番と28番の申請地は宇都山公民館の西に位置し、現況は畑と不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人の29と30を8番委員。
8番委員	<p>29番を報告いたします。申請地は高畑公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして30番を報告いたします。申請地は隼人温水プールの北に位置し、現況は宅地である。なお、平成4年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。また、隣接する宅地91.72㎡を一体利用するもので、全体計画面積は271.72㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑

	はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、1月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和元年第12回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
18番委員	はい。
議長（会長）	18番委員。
18番委員	はい、直接議案に関係はないと思いますが、太陽光発電施設がかなり多いんですけど、事務局の方で把握をしておれば教えて欲しいんですけど、今までどれくらいの件数があって、総電力がどれくらいあるのか教えていただけませんか。
議長（会長）	はい、只今の質問ですけど、これまでの太陽光の件数と出力も含めての質問ですが、只今調べているようですので暫くお待ちください。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	〔件数、出力等を報告〕
議長（会長）	はい、他にその他で何かございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和元年第12回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。皆様、よいお年をお迎えください。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 16時34分

5番

6番

19番